

## 質 問 回 答

2021年2月12日

「案件名：マダガスカル国アンタナナリボ廃棄物処理能力強化事業（マダガスカルきれいな街プロジェクト）基本計画策定調査（評価分析／環境社会配慮）（一般競争入札（総合評価落札方式）」

（公示日：2021年1月27日／調達管理番号：20a01016）について、以下のとおり回答いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p4 第1章 入札の手続き 5.競争参加資格 (3)利益相反の排除	「なお、本件業務は、・・・「利益相反」の観点から、原則として後継の技術協力事業本体への競争参加は認めないこととしています。」と記載がありますが、今回は認めないと理解してよろしいでしょうか。もしくは、今後認める可能性もあるのでしょうか。“原則として”という語句の解釈について迷ったため、念のため伺う次第です。	“後継の技術協力事業本体への参加は認めない”とご理解ください。  （詳細計画策定調査実施後に現地の状況等が大きく変化し、JICAで別途計画策定をやり直した場合などでは利益相反が必ずしも生じないと判断し後継の事業本体への競争に参加いただける整理とすることがあります。）
2	p15 第2章 特記仕様書 2.業務実施上の留意事項 (5)使用言語 先方とのやりとりについては仏語を基本とする。調査期間中、JICAと協議の上、必要に応じ通訳（遠隔会議等）、翻訳（質問票、PDM案、PO案、MM案、R/D案等）のため、傭人又は業務の手配を行うことを可とする。その際、マダガスカル事務所による現地の事業者の紹介が可能	マダガスカル事務所に紹介いただく傭人について、現地渡航のある通常の業務のように、調査開始と同時に常に行動をとるとし、通訳も翻訳もやっていただける方を紹介いただけるという理解でよいでしょうか？（翻訳者と通訳は同一人物であるほうが、協議など経緯を知っていることから業務をスムーズに行いやすいため。）  遠隔調査である本件においては、調査開始時の質問票調査での翻訳から業務を依頼できるということでしょうか。	翻訳と通訳双方の対応が可能な人材の紹介は可能です。ただし、先方の他の業務状況により対応いただけない可能性があることをご了承ください。  調査開始時の質問調査の翻訳についても傭人への依頼は可能です。ただし、傭人との契約に要する日程管理等は受注コンサル側で実施いただく必要があります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	である。		
3	<p>p17 第2章 特記仕様書 3.業務の内容 (コ) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)及び環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)に沿って、協力計画策定のために必要な以下の情報収集、検討を行う。</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)はJICA ウェブサイト上にありましたが、環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)は見当たりませんでした。同要領を配布いただきたくお願いいたします。</p>	<p>公開資料ではないため、契約相手方決定後に貸与させていただきます。</p>
4	<p>p17 (コ) 1) 環境・社会面の法制度概要の調査 2) 予備的スコーピング(予備的な影響項目の選定)の実施及びそれに基づく環境社会配慮の調査項目等の作成。 3) 情報公開用の予備的環境社会配慮調査結果(英文)の作成</p>	<p>「協力計画策定のために必要な以下の情報収集、検討」について、 1)～3)の法制度調査、環境社会配慮の調査項目作成、情報公開用の予備的環境社会配慮調査結果(英文)の<b>作成そのもの</b>を本件業務で行うのでしょうか。(=本件業務で、法制度調査、調査項目作成、予備的環境社会配慮調査結果(英文)の作成をおこなうのでしょうか。)  それとも、<b>1)～3)のための情報収集、検討</b>を行うのでしょうか?</p>	<p>1)～3)のそのものを実施いただく想定です。ただし、今回の基本計画策定調査は遠隔での実施となり、現地調査を含む場合に比べ難易度が上がり、実施できることが限定されることが予想されるため、調査の進捗を踏まえて、関係者と協議しながら調査を進めていただく想定です。</p>

以上